参考資料 2 「専門的知識のレベルを明確化するために専門性評価試験を実施する事」に言及のある文献一覧

番号	形式	出版年	タイトル	著者名	内容 引用は『』
	雑誌掲載論文	1991	図書館職員論	横山桂	・「図書館専門職員の認定制度」として、以下のような制度を設ける事を提案している。 『(1)認定期間 = 日本司書(協)会(後述) (2)認定の対象者 = 全館種の現職の図書館員 (3)認定の方法 = 年1回、認定機関による試験と、試験なしの認定の2本立て (4)認定基準 = 司書・司書補の資格、 経験年数、 研究業績・学協会等への貢献の3条件をすべて満たすか、経験年数をクリアしている人が受験できる試験 (5)認定の段階 = 2 ~ 3の段階(級)を設ける この制度のメリットは、法令の改正や専門職員養成機関の整備などとは違って、われわれ図書館界だけの合意と努力で、しかも比較的短期間に実現が可能なことである。』
	雑誌掲載論文	1992	図書館がダメになる	森耕一	・現在の図書館法の司書よりも水準の高い専門職制度を確立する方策の検討と、その推進を提案している。 『1.そのための委員会をこしらえること 2.JLAが認定する専門職は、たとえば「図書館士」と呼称し、きわめて水準の高いものにすること 3.ひとつの目標は、イギリスのFLAである。すなわち最終的には一定水準以上の研究論文をものにした人に与えられる。 細部はともかく、JLAが実施する検定試験と、専門職制度を検討する委員会の必要性を緊急に訴える。』
	アンケート	1994	図書館員の専門職性についての意識に関する研究	岩淵康郎;常盤繁	・図書館員を対象としたアンケートの結果で、設問「司書資格にグレードを設ける」では、16%以上の人が「わからない」と答え、「余り必要でない」という回答も35%以上になった。「ぜひ必要」という回答は20%に満たず、「かなり必要 + ぜひ必要」でも50%に満たない。 ・この結果は「職種・制度の必要度」というアンケート項目内の一部だったのだが、ぜひ必要という回答が少なかった反面、「図書館職員を独立した職種とする」「図書館職員を専門職員とする制度を設ける」の項目ではぜひ必要という回答が、それぞれ50%を超えている。結びの部分で筆者はこの結果に関して、特に私立大学の職員の場合は、図書館の職務に不安なく専念できる状況への改善を期待することが多いのではないかと述べている。
	雑誌掲載論文	1994	「JLA図書館学専門試 験」の提案	河井弘志	・専門職団体による「図書館学専門試験」を提案し、独自の統一的な専門試験を実施し、その合格者を専門職団体の考える専門職として図書館界に送り出すことが出来れば、専門職として司書が確立されるのではないかとして、具体的に試験の要点を列挙している。〔以下の引用で、一部の項目を省略〕 『1 日本図書館協会は毎年1回、図書館学専門試験を実施する。 2 試験科目は、日本図書館協会が必要とみなす専門知識の範囲全般にわたり、受験生は全科目を一括して受験し、または数年間かけて分割受験することができる。 3 試験問題は、図書館現場、利用者、図書館学教育者の意見を総合して、司書に要求される専門知識とそのレベルを問う内容とする。5 図書館種によって求められる専門知識の内容はかなり異なるので、どの館種にも 対応できるように科目を設定し、受験生は自分の進路希望によって受験科目を自由に選択できるようにする。何年かこの試験を実施すれば、自然に館種別の専門科目群が決まってくるだろう。7 専門職制度が定着すれば、単なる司書採用の基準としてでなく、昇格の基準にも適用されることが見込まれる。』
	雑誌掲載論文	1995	大学図書館とその専門的 職員	横山桂	・図書館の専門職制度確立に関する今までの議論や提案を列挙した後で、次のような意見を述べている。 『これらの意見や提案に共通している認識は、現行の司書資格は現実の需要を満たすには不十分であり、よりハードルの高い資格が必要だということである。また、呼び方はさまざまでも、ほとんどが司書資格のグレード化を提案している。公共図書館や大学図書館の専門的職員の圧倒的多数が現行図書館法に規定する司書の資格の保有者であることを思えば、この現実に立脚したグレード化の提案は当然のことであるう。』 ・上記の意見を踏まえて、以下のような具体的な行動プログラムを提案している。〔以下の引用で、一部の項目を省略〕 『(1)図書館の専門職員の認定制度を発足させること。認定する以上は、認定された人の身分保障に徹底的に努力すること。 (5)図書館の専門的職員の養成制度について抜本的な改革となる案を作成すること (6)これらの諸点はほんらい日本図書館協会が中心になって総合的に検討・実行するべきであるが、それが不可能な場合には、現職の図書館専門職員が真の職能集団組織を新設し、当事者となるほかないであろう。』

			_	
報告	1996	社会教育主事、学芸員及 び司書の養成、研修等の 改善方策について(報告)	生涯学習審議会社会教育分科審議会	・この報告の別紙11部分では、以下のような報告がなされている。 [以下の引用で、一部の項目を省略] 『1 趣旨 司書が、意欲をもって研修等に取り組み、その専門性を高め、図書館の専門的職員として各種の図書館サービスを向上させていくためには、 研修等による専門性の向上が図書館の内外において適切に評価されることが重要である。 このため、実務経験、研修等を積んで、図書館の業務について、高度で実践的な専門性を有する司書に対し、その専門性を評価する名称を付 与する制度を設けることも有意義と考えられる。こうした名称付与制度が定着することによって、当該名称を付与された司書の任用や処遇に ついて、設置者等が適切な配慮を行うことも期待される。 3 評価の方法 実施機関の審査により、名称付与を認定する。 申請要件(ア及びイをともに満たすこと) アー定年数(例えば10年)以上司書として勤務した経験を有していること イ 国立教育会館社会教育研究所などが主催する一定の専門的な研修を修了し、かつ、所属する図書館の館長が図書館の専門的業務に ついて高度で実践的な専門性を有すると認めていること 審査 論文又は口頭試験等の方法により行うものとする。』
雑誌掲載論文	1996	形だけの専門職はもうい らない - 町立図書館司書 として思うこと -	小谷恵子	・〔以下の引用で、一部を省略〕 『私自身、20年以上も前にわずかな単位で取得した資格だけで司書と言えるのかどうか不安です。司書の再教育の場を、現在の研修とは別に設けてほしいと思います。司書養成の見直しと同時に、再度資格をとり直すぐらいの内容の再教育を考えて欲しい。そして何年かに一度資格試験を行って専門司書、上級司書等の位置づけを認知してほしいと思います。〔中略〕司書職制度を守るのに費す運動をきちんとした司書を生み出す運動へと方向転換しなければ、司書の専門職制度の危機は深まるばかりです。一度司書に採用されればもう安心、司書の館長ならばそれでよい、という時代はもう終わりにしたいと願っています。』
報告	1999	専門性の確立と強化を目 指す研修事業について (報告)概要	JLA専門性の確立と 強化を目指す研修 事業検討ワーキン ググループ	・番号 の生涯学習審議会社会教育分科審議会による"社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)"を受けて、日本図書館協会内に発足したワーキンググループの報告の概要が掲載されている。専門性に関する問題を検討する時には、当然専門的業務は何か、という事を明らかにしなければならない。その観点から、公共・学校図書館、大学・専門図書館に分けて業務分析を行ったが、最終的なものに仕上げるまでには至っていないとの事である。その業務分析を踏まえて、早急な具体化が必要な必要な研修、及びその評価のあり方を中心に検討を進めている。 ・また、「高度な専門性を評価する制度について」として、「名称」を付与するための評価方法について、以下のように述べている。『司書としておおむね10年以上勤務した者がその対象となる。対象となった時点で論文の提出、審査を第一とする。関係誌に掲載された論文等も評価の対象とする。それまでに受講した他の研修も評価の対象とする。また、日常的な図書館職員(司書)としての仕事も評価の対象とすべきであるが、研修講師の経験の有無、所属長の評価等がその方法として考えられる。以上の要件を日図協の「評価委員会」なり「認定委員会」なりが、総合的に判断、審査して、「高度な専門性を評価する名称」を付与する。』
雑誌掲載論文	1999	「司書の専門的知識の自 己評価試験」の提案	薬袋秀樹	・図書館界では司書の専門的知識を向上させるための方法について、グレード制や資格試験の必要性を指摘する意見があるが、実現にはかなり時間がかかるとし、一人一人の司書が自分で自分の知識や能力を向上させることがすぐにでもできる方法として、以下のような「司書の専門的知識の自己評価試験」を提案している。 『公立図書館の司書に必要な専門的知識について、五肢択一形式の試験問題を数百題以上作成し、回答とともに問題集にまとめて、冊子形態で刊行する。正答率の目標や基準を示しておく。 公立図書館の司書は、それを購入し、自分で問題を解き、回答と照らし合わせて採点する。 これによって、つぎの3点の効果がある。 司書は自分の専門的知識がどのようなレベルにあるか、どの分野が弱いかを自己評価することができる。 自己評価によって、司書の自己学習の動機が高まる。 問題の作成を通じて、司書の自己学習の動機が高まる。 問題の作成を通じて、司書に必要不可欠な専門的知識の内容が明確になる。』 ・加えて薬袋は、これらの問題を作成することによって、グレード制や資格試験について検討する際に、その理論的内容の例として参考になるとしている。

	アンケート	1999	「司書試験」実施に関す るアンケート集計報告書		・司書としての知識・技術の向上のために、司書の教育制度の改善・研修制度の整備とともに試験実施の有効性を主張する声は多いが、果たして現場の図書館員は試験実施についてどのように考えているのか、実施するならどのような試験であって欲しいのか、との見地から、「司書試験」実施に関するアンケート実行委員会が、図書館員に対して行ったアンケートの結果である。 ・設問「専門性評価試験」は、既に図書館に勤務している人を受験対象として想定し、図書館員としての継続的な学習努力の結果を評価できる試験として、「資格試験」よりも難易度の高い試験とした。これについての賛否は、賛成54%、やや賛成29%で賛成合計83%、反対2%、やや反対4%で反対合計6%だった。 ・「専門性評価試験」の実施機関として最も期待する機関は、日本図書館協会36%、国31%、わからない11%、分野別図書館団体10%、国公私区分のない各館種別団体6%,他だった。 ・また、「専門性評価試験」の内容等に関連した質問事項で、50%以上の多数賛成意見を得たのが、グレード化、業務内容別の区分、専門主
	報告	2000	専門性の確立と強化を目 指す研修事業検討ワーキ ンググループ(第2次)報 告書	化を目指す研修事	題分野での区分、館種による区分、一定期間以上の経験年数だった。 ・番号 のJLA専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループによる"専門性の確立と強化を目指す研修事業について(報告)概要"での活動を引き継いだものである。公共図書館・大学図書館それぞれの業務分析が行われ、さらに公共図書館については、「名称付与」についての内容が、以下のように具体的に出されている。 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	報告	2000	業務分析(大学図書館)	専門性の確立と強 化を目指す研修事 業検討ワーキング グループ(第2次)	き検討していくとしている。 ・番号 と同じ。
	雑誌掲載論文	2002	図書館職員の研修と専門 職の形成 - 課題と展望 -	薬袋秀樹	・「館種別の専門職資格試験の検討」として、近年司書の資格試験の必要性が論じられるようになってきており、法律上の資格がない場合には民間レベルで専門職資格を設けることが必要だとしている。その例として、専門図書館では専門図書館協議会によって「情報管理専門職(仮称)資格検定試験」、病院図書館では近畿病院図書室協議会と病院図書室研究会の共同事業として「病院図書館員認定資格制度」、大学図書館では、「司書試験」実施に関するアンケート実行委員会の池田・小田切による、メーリングリストを用いた、番号の"「司書試験」実施に関するアンケート集計報告書"並びに、番号の"「司書試験」実施に関するアンケート報告書"によって、「司書試験(資格試験または専門性評価試験)」が検討されている、という状況を述べている。

報告	2002	高度な専門性を評価する 名称の付与制度の検討に ついて(報告)	専門職員認定制度 特別検討チーム	・番号 の専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第2次)による"専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ(第2次)による報告書"を基にして、「高度な専門性を評価する名称の付与」について原案を作成し、検討を続けてきた研修委員会の報告である。「名称付与」とは別に「資格認定試験」について研修委員会で出た意見が、参考意見として挙げられている。〔以下の引用で、一部の項目を省略〕 『・「名称付与」の研修の成果を見るための「試験制(研修修了試験)」は実施しても良い。 ・ ステップアップ研修 + 専門研修 + ペーパーテストということも考えられる。 ・ 試験を受けたい気持ちになるには、単に名称付与の満足以上に自己のモチベーションを高めるなど利益がなければならない。』
報告		専門職員認定制度特別検討チーム(報告)	日本図書館協会図 書館経営委員会専 門職員認定制度特 別検討チーム	・番号 の生涯学習審議会社会教育分科審議会による"社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)"を原型とし、それを受けて、日本図書館協会で継続的に行われてきた検討の一環であり、資格制度の提唱という新しい段階に踏み出している報告である。・この資格制度は、いわゆる公共図書館で働く司書のうち、図書館経営の中核を担っている、あるいは将来担うことになる職員を対象としており、厳格な審査によって客観性が付与された資格という形で図書館員を社会に広くアピールし、ひいては図書館員の専門性を認知してもらう事が目的である。資格認定の要件は、以下のようになっている。『i.地方公共団体職員(およびそれに準ずる者)ii.司書資格iii.日本図書館協会員iiv.通算実務経験10年 v.ステップアップ研修(またはそれに相当する研修)とステップアップ研修修了者対象の上級研修(またはそれに相当する研修)の両者を修了した者 vi.v.の上級研修修了後合計して3年以上の実務経験 vii.以下の条件をすべて満たした論文・申請にあたって執筆したオリジナルの論文もしくは申請時より過去3年以内に図書館に関係する雑誌に掲載された論文、あるいは執筆部分が明確な報告書、図書に掲載されている論文・図書館に関し、その経営の改善に資する内容を持ったもの・400字詰め原稿用紙で50枚程度の分量であること』・この資格制度の実施を目指すに当たっては、図書館界全体での意識の共有が必要となってくると思われる。さらに、他の館種および館内の個別業務に応じた専門性を有する職員の認定制度の確立、図書館員の育成体制など多岐に及ぶ影響を考慮に入れ、慎重に検討を行わなければならないことも、同時に指摘している。
報告	2003	専門職員認定制度特別検 討チーム報告 解説 - 公 共図書館の高度な専門性 を評価する新しい資格に ついて -	会専門職員認定制	・番号 と同じ。